

高プロ委第1号
令和7年10月15日

高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピング実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。本イベントを円滑に実施・運営するため、高輪ゲートウェイエアープロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) プロジェクションマッピング等の企画、広報、実施及び関連する契約に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) プロジェクションマッピング等の実施に係る総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) その他プロジェクトマッピング等の運営に関する重要な事項

(委員)

第4条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。

2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(委員長・議決等)

第6条 委員長は、東京都産業労働局観光振興担当部長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議

への出席、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があつたものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の収入および支出の処理が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（オブザーバー）

第8条 実行委員会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、委員会に出席し、議事に関して意見を述べることができる。

（事務局の設置）

第9条 実行委員会の事務を処理するため、東京プロジェクトマッピング実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表4に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局観光部受入環境課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第10条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(解散)

第 11 条 実行委員会は、プロジェクトマッピング等が終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(規程等)

第 12 条 実行委員会における事務規程及び財務規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

【別表 1】高輪ゲートウェイエリアプロジェクトマッピング実行委員会 委員

委員長	東京都産業労働局観光振興担当部長
委員	公益財団法人東京観光財団地域振興部長
	港区産業・地域振興支援部観光政策担当課長
	一般社団法人港区観光協会事務局長
	一般社団法人高輪ゲートウェイアマネジメント業務執行理事

【別表 2】東京プロジェクトマッピング実行委員会 監事

監事	東京都産業労働局 総務部 計理課長
----	-------------------

【別表 3】東京プロジェクトマッピング実行委員会 オブザーバー

オブザーバー	港区高輪地区総合支所協同推進課長
--------	------------------

【別表 4】東京プロジェクトマッピング実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局観光部 受入環境課長
事務局	東京都産業労働局観光部 振興課職員